



パートナーシップ・セミナー第一弾終了

9月29日から10月18日にかけてウイングまつばで開催しました。「ヒラティス」と「話し方の基本」の各コースに、定員の50人を超える応募があり、抽選で選ばれた20〜70代の男女約100人が参加。2つのコースに分かれ、自分が持つ魅力にさらに磨きをかけました。

参加者の感想をコース別に紹介します。

◆ヒラティスで理想のカラダ

コース・全3回（講師 岩野満喜代さん）

○初めて、このようなセミナーに参加し、楽しかったです。親



骨盤だけを動かすって難しい...

○お腹を意識して、日々生活していきたくです。呼吸法も、とてもリラックスできました。○後期高齢者でもOKなのがうれしかった。曲がりかける背中、歩き方に老人くさくさなく、胸を張って歩いていけるようになりたいと思います。

○とても勉強になりました。これだけ質の高い講義を無料で聞けて良かったです。○口の開け方、方言が直りました。おはようございますがはっきりと言えます。○友人、知人とおしゃべりするようにはいけません。しかし話す時の表情、礼の仕方などとても参考になりました。人前で話す機会がこれからはあると思いますが、橋本先生のご指導を生かして、聞き手側へ伝わりやすく、「今日のお話は良かったワ」と言っていただけ頑張りました。



声の大きさ・高さ、速度、間を考えながら朗読する参加者たち

男女共同参画に関する「標語・作文コンクール」入賞者発表

このほど、男女共同参画に関する標語と作文を募集したところ、標語416点、作文22点の応募がありました。審査の結果、入賞者が決まり、11月21日に開催された「宇城市男女共同参画宣言都市記念大会」で、最優秀、優秀の受賞者が表彰されました。入賞者は次のとおりです（敬称略）。

【標語】▽最優秀賞 「家事・育児 一緒にできる 彼募集」柴田里美（松橋中3年）▽優秀賞 山形晃（松橋高3年）、宮内彩希（松橋小6年）▽入選 島浦智光（小川工2年）、井ノ口翔大（松橋中3年）、早希未子（松橋中3年）、田河京華（小川中1年）、米村周杜（松橋小6年）▽特別賞 池田脩一（小川工3年）、花田裕子（松橋高3年）、中島星乃（松橋中3年）、田原佑晟（松橋小6年）

【作文】◆小学生の部 ▽最優秀賞 「男女で協力しよう」森本千尋（豊野小6年）▽優秀賞 鳥田拓朗（豊福小6年）▽入選 古田千智（豊野小6年）、本田綾也香（豊野小6年）、平尾凌太（河江小5年）

◆中学生の部 ▽最優秀賞 「これからの社会をよりよくするために」梅田茜（三角中3年）▽優秀賞 高木愛理（松橋中3年）、吉田朱里（松橋中2年）▽入選 西澤寛俊（小川中3年）、鶴田純也（三角中2年）、松山知恵（松橋中2年）、星野千鶴（三角中1年）、尾方良将（小川中1年）

◆高校生の部 ▽最優秀賞 「男女共同参画社会について」池田美由紀（松橋高2年）▽優秀賞 鈴木千晶（松橋高2年）、前田沙有里（松橋高2年）▽入選 岩山莉那（松橋高3年）、松本紗緒理（松橋高3年）、山形晃（松橋高3年）

人権擁護委員を務めて12年！



宇城市小川町にお住まいの柏原信良さんが法務大臣表彰を受けられました。

柏原さんは、平成7年1月から現在まで12年間にわたって人権擁護委員として、人権尊重思想の普及・高揚など、人権擁護活動に尽力された功績により今回の受賞となりました。

「今回のことを励みに、今まで以上に人権擁護活動の普及やその侵害された場合の救済に努めていきたい」と誓いを新たにしていました。

『育てよう 一人ひとりの 人権意識』
—思いやりの心・かけがえのない命を大切に—

- 女性の人権を守る
- 子どもの人権を守る
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう



みんなで
学ぼう

じんけん

生涯学習課
人権教育係
☎32-1934

「人権週間」

国際連合では、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、1948（昭和23）年12月10日、第3回総会において、世界人権宣言が採択されました。

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」（第1条抜粋）「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位またはこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由を享有することができる。」（第2条抜粋）などを宣言しています。

これによって、世界各国では人権尊重の大きな

うねりが起こりました。さらに、1950（昭和25）年の第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を人権デーと定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼び掛けています。

日本では、世界人権宣言が採択された翌年の1949（昭和24）年から、毎年12月4日～10日の1週間を人権週間と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。宇城市においても、人権週間を中心に人権フェスタinうきしを開催しています。日時は25ページに掲載しています。

皆さん、この人権週間を機に人権フェスタに参加して、人権について、今一度考えてみてください。